

## 高齢者割引制度（試行）の実施の中止について

高齢者割引制度の試行につきまして、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、当初予定していた令和3年9月20日（月）～30日（木）での実施を見合わせ、延期することをお知らせしておりましたが、その後の検討の結果、今年度中の実施を中止することといたしました。

来年度以降の実施に向けて、引き続き検討を進めてまいります。実施時期の見通しがついた際は、再度協議をさせていただきます。

### 【中止理由】

- ・新型コロナウイルス感染者数のリバウンドが懸念されるため
- ・今後寒くなるため、時期的に外出をお勧めすることが難しいため

### 【住民周知】

- ・町ホームページ及び12月号広報に掲載

## 参考

(令和3年8月13日) 書面協議資料

### 高齢者割引制度の試行について

#### 1 目的

高齢者の移動手段の一つとしてのバス利用促進を図るため、期間を限って高齢者割引制度を導入する。

#### 2 制度概要

##### (1) 高齢者割引制度の対象

令和3年9月1日(以下「基準日」という。)において、住民基本台帳法の規定により豊山町の住民基本台帳に記録されており、以下の要件を満たす者とする。

- ①令和3年度中において、年齢が満75歳以上に達する者(昭和22年4月1日以前生)
- ②基準日において、引き続き1月以上豊山町に住所を有する者

##### (2) 対象路線及び区間 ※別紙資料参照

とよやまタウンバス北ルート	全区間
とよやまタウンバス南ルート	全区間
名鉄バス株式会社	豊山町内バス停での乗降に限る。
あおい交通株式会社	豊山町内バス停での乗降に限る。

##### (3) 割引額及び費用負担

- ・割引額は運賃の全額とする。
- ・豊山町は、割引された運賃を全額負担する。

##### (4) 実施期間(9月20日の敬老の日を含んだ次の期間とする)

令和3年9月20日(月)～9月30日(木)の11日間

##### (5) 制度利用の流れ

- ①対象者は、制度対象となるバスの乗務員に豊山町が発行した敬老パスを提示
  - ②提示を受けた乗務員は、本制度の利用人数及び利用金額を日報に記録する。
  - ③バス運行事業者は、実施期間終了後、本制度の利用人数、割引額を豊山町へ報告する。
  - ④豊山町は、本制度利用人数分の割引額を負担する。
- ※ 豊山町とバス運行事業者は別途覚書を交わす予定。

#### 3 スケジュール

6月22日 公共交通会議において報告  
8月1日 広報とよやま原稿提出(広報とよやま9月号で住民周知)  
8月末～9月初頃 敬老パスを対象者に送付(敬老会の案内に同封)。  
9月20日(月)から9月30日(木)にかけて実施

#### 4 保険課とまちづくり推進課の役割分担

保険課 : 対象者への敬老パスの送付等住民周知(広報)に係る事務と費用負担  
まちづくり推進課 : バス運行事業者との調整、運輸局との調整、公共交通会議での報告など  
運行に係る条件整備